

平成25年3月定例市議会3月12日（5回目の一般質問）

◆7番**杉本佳代**議員 自由民主党、**杉本佳代**でございます。

多分5回目の質問になると思うんですが、今日は外はすごくお天気がいいのに傍聴に来ていただいた方、本当にありがとうございます。

また、今回機会を与えていただいた会派の皆さんには本当にお礼を申し上げます。それでは、時間もなくなりますので、どんどん質問して参りたいと思います。

● 1 川口市水洗便所改造資金貸付事業特別会計について

本議会において、議案第44号「鳩ヶ谷市の編入に伴い失効する鳩ヶ谷市水洗便所改造資金融資条例の規定による改造資金に係る利子補給の経過措置に関する条例を廃止する条例」が上程されています。

鳩ヶ谷市との合併によって、さまざまな条例のすり合わせが行われましたが、本市では、水洗便所改造資金貸付事業は、特別会計によって処理されています。

そこで、質問として、この特別会計ができた経緯、現在までの市民の貸付状況の推移、及び旧鳩ヶ谷市で行なっていた条例による貸付方法の違いについて御説明ください。

● 答弁◎黒須一雄下水道部長 御答弁申し上げます。

1点目でございますが、経緯につきましては、資金不足により、宅内の水洗工事ができない方のために、水洗化の促進を図る目的で、川口市水洗便所改造資金貸付事業を開始し、回収金を主な歳入としたことにより、川口市下水道事業とは別の特別会計としたものでございます。

次に、2点目でございますが、貸付状況の推移につきましては、昭和37年度より事業を実施し、昭和41年度の1,016件をピークにその後減少し、平成23年度は22件、平成24年度は2月末現在、36件でございます。

次に、3点目でございますが、貸付方法の違いにつきましては、川口市では無利息で、市が直接市民の方に貸し付けを行う制度であり、鳩ヶ谷市では、市民の方が銀行で融資を受けられるように、市があっせんしていたもので、利息につきましては、借入金の償還が完済後、市が借受人に利子補給していたものでございます。

以上でございます。

◆7番**杉本佳代**議員 それでは、川口市による特別会計方法と旧鳩ヶ谷市によ

る方法のメリットとデメリットについて、改めて御説明ください。

● 答弁◎黒須一雄下水道部長 再質問に御答弁申し上げます。

それぞれのメリット、デメリットについてでございますが、川口市の貸付制度は、市民に対し、市が直接貸し付けを行うため、申請に時間がかからず、市民にとっては利用しやすい制度となっておりますが、市が直接事務を取り扱っているため、その職員の事務量は多くなっております。

鳩ヶ谷市の融資あっせん制度は、貸付事務を銀行が行うため、川口市の制度と比べ、職員の事務量は少なくなります。しかし、市民にとっては、借入れの手続が煩雑で、申請手続に時間を要する期間が長いのと、利用に際し、不便を感じている面がございます。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 御答弁の中でありましたように、昭和37年に制定されたこの制度ではありますが、最近では、下水道が入っていない家屋でもほとんどが浄化槽整備されており、下水道を布設した際の切り替えも、その家の事情に応じたタイミングでなされているケースが多く、年間20件から30件と年々この制度の利用件数も少なくなっており、制度としての役割は一定の成果をもって終息期に入っているものと思います。

本来、お金の貸し借りは、市の直接貸し付けよりは、旧鳩ヶ谷市で行なっていたように、融資あっせん方法による銀行での対応とし、利子補給について市が行うならば、市民サービスとしては十分であるように思います。

銀行で行う方法は、手続について市では行わないため、市民にとっては多少煩雑であるかもしれませんが、特別会計方法をとるというように、市としてこれに特化した職員の配置もする必要がなく、融資の審査も銀行ならば適切に行われるでしょうし、滞納もなくなることから、今後は現在のように独立した特別会計として人員配置から予算立てするより、融資あっせん方法に切り替えていくことのほうが適当なのではないかと思えます。

同じように、特別会計として独立して、市がお金の直接貸し付けをしている事業は、奨学金制度などもありますが、今回、奨学金制度に関しては見直しを図られたようで、こちらも貸したお金が返納されない場合などがあり、市に対する市民のルーズな感覚などが原因であるようにも思いますが、銀行に介在していただき、お金の管理をしっかりとっていくことを検討していただくことも、滞納を減らす一つの方法であるように思いますので、よろしく御検討ください。

● 2 救急搬送・救急医療の整備について

2006年8月に奈良県で発生した妊婦救急搬送事案において、いわゆるたらい回しが原因で死亡に至ったことは、記憶に新しいものです。

奈良県大淀町立大淀病院で、当時32歳の女性が分娩中に意識不明となり、19病院に受け入れを断られ、3時間以上も転送を待たされた末、転送先で死亡いたしました。

遺族が町と産科医に対して賠償を求めた訴訟で、裁判長は、遺族の請求を棄却したものの、産科救急医療の現状に触れ、「重症患者でも現場で搬送先を探しているケースが多く、救急医療とは名ばかりだ。人の命を守ることは、国や地方自治体に課された責務で、産科など救急医療の再生を強く期待したい」と付言しており、消防と医療機関の連携不足についても言及されています。

ところで、今度は川口市の話です。

せんだって、私のところに電話がありました。「父親がぐあいが悪くなったので、午後2時頃救急に電話をして、救急車はすぐに来てくれたのだけでも、受け入れ先がないらしく、まだ家の前に救急車がとまったままなんだけれども」とのことでした。

そのとき既に午後4時でした。2時間も既に待たされていたのです。容態はどうですかと尋ねると、顔面蒼白でふらふらしているとのこと。かかりつけ医にも電話をしたが、対応できないとのことでした。医療センターに聞いてみましたかと聞くと、聞いてみたがだめだったとのこと。最終的に、午後6時近くになり、ようやくかかりつけ医の手があいたとのことを受け入れてもらったそうです。実に4時間近くの時間が経過していました。その間、家の前に救急車がずっととまったまま、救急隊員も付きっ切りです。御本人や御家族の心細さや心配はどれほどのものだったかとお察しいたします。そこで質問いたします。

(1) 川口市の救急搬送について

1点目として、川口市の救急搬送体制の流れについて御説明ください。

2点目として、受け入れ困難な時間帯や理由についてお聞かせください。

また、3点目として、受け入れを断られた件数、受け入れまでの時間、病態について等、救急搬送が困難だった事例を何件かお聞かせください。

次に、(2)として、さきに事例として取り上げた奈良県の妊婦救急搬送事案以降、それぞれの自治体でこの問題を教訓にし、何らかの検討がされたことと思いますが、本市では、救急医療体制としてどういった対応をお考えなのか、お伺いいたします。

また、(3)として、川口市立医療センターでは、いわゆる救命救急、3次

救急を行う病院として指定されていますが、救急に関しては、基本的には受け入れを断らないものと伺っているところ、お断りされたという事例を数多く耳にしております。1次救急、2次救急を含めて、救急の取り扱いについて、どのような方針で臨まれているのか。

医療センターにおける救急医療の受け入れについて

アとして、受け入れの状況について

イとして、受け入れの対応について、改めてお伺いいたします。

● 答弁◎榎本和夫消防長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目でございますが、救急出場につきましては、119番通報と同時に、現場に最も近い救急車を選定し、出場させます。現場到着後、傷病者を観察し、総合的に症状等を判断して、最も適した医療機関を選定し、収容の承諾を得てから搬送しております。

次に、同じく2点目でございますが、傷病者の受け入れ困難な時間帯といたしましては、医療機関の診療時間外であります土曜、日曜、祝日及び夜間帯等となっております。困難な理由といたしましては、専門外、ベッド満床、処置困難等でございます。

次に、同じく3点目でございますが、平成24年中の救急搬送が困難だった事例といたしまして、腎不全の傷病者で、問い合わせ回数45回、医療機関収容まで4時間33分を要しております。2件目といたしまして、リウマチの方で33回、2時間16分、3件目といたしまして、脱水症状の方で30回、4時間28分でございます。

また、このほかにも急性薬物中毒や、頸椎損傷の救急搬送が困難な状態となっております。

以上でございます。

● 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

(2)でございますが、救急医療体制の整備につきましては、埼玉県におきまして、市町村も参画した埼玉県医療対策協議会を設け、救急患者に対する迅速で的確な医療の提供及び医療機関と消防機関との連携体制の充実等に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、困難事例が起きた場合には、埼玉県医療対策協議会等を通じ県に報告して参りますとともに、本市におきましても関係各課で情報の共有を行うなど、連携を密にして参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎**栃木武一病院事業管理者** 御答弁申し上げます。

(3)のイ、受け入れ対応についての御質問でございますが、医療センターは、県南医療を担う中核病院として、救急患者様については、積極的に受け入れるように対応しております。

しかしながら、やむを得ず救急患者様をお断りすることもありますので、毎月開催する院内会議の中で、お断りした事例などの原因を検証・分析し、改善に努めているところでございます。

なお、救急患者様の受け入れにつきましては、当医療センターのみで解決することは難しいと考えておりますことから、関係機関と連携を図り、地域の救急医療体制の強化に努めて参る所存でございます。

以上でございます。

● 答弁◎**弓場賢一郎医療センター事務局長** 同じく(3)のアの受け入れ状況についてでございますが、平成23年度の受け入れ件数は、平日の診療時間帯は1,525件、夜間・休日は3,607件となっております。また、受け入れをお断りした件数は、平日の時間帯は1,236件、夜間・休日は1,776件となっております。

なお、お断りをした主な理由といたしましては、救急担当医師が他の患者の処置や手術などで対応できなかったものでございます。

以上でございます。

◆ **7番 杉本佳代議員** 先ほど取り上げた奈良市の事例は19件、3時間待ち、先週問題となった久喜市の案件は36件で2時間半待たされて、搬送先でお亡くなりになったとのことでした。

本市の状況は幸いなことに、お亡くなりにはなっておりませんが、なんと45件問い合わせ、4時間半以上待たされているというような事案が、実は幾つもあると。私のところに電話がかかってきたのが、相当悪かった案件なのかなと思ったら、それは序の口だったという状況でした。

今、医師不足は大きな問題となっております。医学部の定員数を増やすなど、少しずつ医師を増やす方向にはなってきてはいますが、そもそも皆保険のよい面であった医療機関へのフリーアクセスが医療費を膨らます、つまり供給が需要を生むのだとの判断で、国策として、ベッドの数と医師の数は減らす方向で長年かけて減らしてきたわけです。

私はそれだけが医療費を膨らます要因であったとは思っておりませんし、どんなに頑張っても数年のうちに爆発的に医師が増えるようなことはないと思います。では、医師が少ないから、救急搬送が遅れていいのかということ、そうで

はないはずです。

奈良県の事例の判例でも述べられているように、人の命を守ることは、国や地方自治体に課された責務であります。もちろん県や医療圏単位の考え方も重要ですが、川口市としてどうするかということを実際に話し合わなければ、市民にとって、安心・安全であるとは言えないのではないのでしょうか。

私たち市民は、救急車が近くに来たら、一刻も早く搬送できるように道を譲るんです。それなのに、肝心の受け入れ態勢状態がこんなふうでは、いかななものなのでしょうか。

全体の6割を超えるという軽症患者を搬送する問題もあるでしょうし、患者側の不摂生による病態の悪化もあるかもしれません。危険な患者を受け入れることでの医師側のリスクに対する配慮も必要です。

そういった事情も含めて、受け入れ先の登録医療機関を増やしたり、手術等で医師が手薄になる時間の対応を考えたり、市民の意識啓発も行いながら、調査と分析と工夫で何とかして市民の命を守っていかなくてはならないのではないのでしょうか。

消防は消防局となり、税を投入している医療センターもある。以上のことを踏まえて、救急搬送体制と医療体制とをコーディネートすべく、市行政がリーダーシップをとって、解決に向けていくことが必要と考えますが、健康増進部長のお考えをお聞かせください。

● 答弁◎安田恭一健康増進部長 再質問に御答弁申し上げます。

救急医療体制の整備は、県が策定する地域保健医療計画に基づき進められているところがございます。また、救急告示病院の認定も県でございますし、病院への指導も県が行なっておりますので、県を巻き込まないことには対応ができないものがございます。

市といたしましては、まずは県に報告し対応をお願いすること、次に、市独自でできることは限られてはおりますが、消防局及び市の医療機関である医療センターなどと情報や課題を共有し、今以上に連携を密にして参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 何とかして、45回も電話をして4時間半も待たせるようなことがないように、やっぱり市民の感情としては、家の前にそんなに待っていたら、とても我慢がならないと思います。そういうことのないように工夫をしていただきたいと思います。

- 3 川口市小児医療・妊産婦医療の夜間救急診療などの現状について
質問の2にも関連しますが、とりわけ小児医療については、休日や夜間に軽症であっても小児科のある救急病院を受診するケースが増加しており、小児救急病院の負担が増大しているという実態があります。また、出産年齢の高齢化や多胎妊娠による分娩リスクへの対応など、周産期医療へのニーズが高まっています。

安心して子どもを産み育てていくための施策を市ではどのように行なっているのでしょうか。

- 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

本市の小児救急医療体制につきましては、川口医師会による在宅当番医制及び市内3医療機関による交代制により、年間を通した休日・夜間の診療に対応しております。また、軽症患者の安易な受診を減らし、かかりつけ医を持つことに関するチラシ等の作成や、意識啓発のために小児医療講座を開催しております。

さらに、安心して子どもを産み育てていただけますよう、妊婦健康診査の公費助成を行なっております。流産や早産の予防等につながり、妊婦がかかりつけ医を持つという効果も期待できますことから、今後におきましても制度の周知に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

- ◆ 7番杉本佳代議員 要望を述べさせていただきます。

小児医療に関しては、本来であれば、昼間受診できるのに、夜間救急をあえて受診する等、親の身勝手な受診もあり、小児科医に疲弊が起こり、結局は小児科医不足につながっていることもあります。悪い連鎖を巻き起こしているようにも感じます。

これらを指導していくことは、とても難しいことかとは思いますが、今後もさまざまな場面を捉えて、訴えていってほしいと思います。よろしく願いたします。

● 答弁 4 都市農地利用の在り方について

(1) 都市農地保全・都市農業振興策に対する本市の考え方について

本市では、岡村市長が会長を務める全国都市農業振興協議会主催による都市農業サミット等を開催し、国に対してさまざまな場面で都市農業政策に意見を述べてきたところであります。

また、国土交通省、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の報告においても、都市をめぐる社会情勢の変化と都市政策の課題として、都市行政と農地行政の双方の間隙に陥っている農地が転用され、無秩序な市街化、営農条件の悪化等、双方にとっても望ましくない状況を巻き起こしていることから、都市政策として、都市近郊や都市内における農の位置付けについて、総合的に検討することが求められているとされており、かつての都市の膨張、拡大を目指す路線から、農業の再評価、都市住民の農への関心の高まり等の観点から、農業政策との関係は重要であるとしています。

そして、今年1月には、自民党の国会議員でつくる都市農業研究会が、都市農地の定義や税制上の措置を盛り込んだたたき台を示し、今後、(仮称)都市農業・都市農地基本法案として議員立法での成立を目指しています。そこでお伺いたします。

これまでの活動を踏まえ、今後の都市農地保全・都市農業振興策について、市はどのようにお考えでしょうか。

(2) ソーラーパネル設置による農地転用許可について

私は、昨年6月から、議会選出の農業委員として農業委員会に参加させていただいています。依然として市街化区域内農地の転用のみならず、調整区域についても毎月必ず転用案件が上がってきます。また、生産緑地の買い取りについても、毎月のように提案されて参りますが、相変わらず自治体等が買い取ることはできず、農地や緑地として残すことはできていない状況です。

そんな中、先日、調整区域内農地の転用事例として、ソーラーパネル設置用地への転用案件が上がって参りました。ソーラーパネルは福島原発事故以降、国民の再生可能エネルギー利用への傾注から促進する傾向があります。経済産業省でもこれを支援する旨の補助金等が用意されているようです。本市でも「かわぐちグリーン・エネルギー戦略」と称して、再生可能エネルギーの推進に取り組む方針とのことでした。

しかしながら、東日本大震災の津波の影響で、塩害を受け、向こう何十年もの間、農地として農作物をつくれない農地ならばまだわかりませんが、例えそうであっても、広大な土地が無機質なソーラーパネルに変わっていくことなど、景観として全くふさわしくないと思います。

加えて、川口市の市域のわずか8パーセント程度しかない貴重な農地をソ

ーラーパネルにするということ、転用許可要件事由に該当するということは、いかがなものかと思うのです。

調整区域内農地の転用は、今まで、老人介護施設や墓地、資材置き場、駐車場など、不本意ながら転用許可してきた事例はありますが、これらは地域にとって不足していて必要だからということで、やむなく許可してきたものだと思います。

しかしながら、ソーラーパネルを本市の農地に設置したところで、本市の電力量が増えるというものでもなく、はやりのように、あちこちに設置されているものの、耐用年数を過ぎれば効率も悪くなり、そのうち売電価格も低下するでしょうから、その後は、ただの宅地に転換されていくことが目に見えて予測されるのです。

農業者の農業継続意欲は弱く、相続税問題や後継ぎ問題、農業をやってもお金にならないなど、さまざまな理由で耕作放棄も目立っています。そうした中、ソーラーパネルへの転用を許可するならば、川口市の農地は一気に減少し、あちらこちらに無機質なソーラーパネルが並ぶ状況にもなりかねないのです。

川崎市のメガソーラー事業を視察して参りましたが、浮島1基廃棄物埋立処分地（浮島太陽光発電所建設地）は、ごみの焼却灰を埋め立てた土地で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、土地が浄化するまでは建物の建築が制限されており、土地の有効利用を多方面から検討した結果、この土地の浄化が終わるまでの暫定利用として、川崎大規模太陽光発電所事業を実施しているとのことでした。

川崎市では、風力発電も行なっていますが、風車1基でこのメガソーラーの太陽光発電よりも高い電力エネルギーを供給できるということで、面積効率から言えば、ソーラーパネルは非効率と言えます。そこでお伺いいたします。

本市の貴重な農地をソーラーパネルへ農地転用することについて、市ではどのようにお考えでしょうか。

さて、私の前々回の一般質問の中で、横浜みどり税に学ぶ自治体独自の環境保護及び農地保護に関する政策実現についても述べさせていただきましたが、相変わらず環境部には緑地保全の関係課が存在せず、都市計画部にみどり課があるということは変わらず、庁内の組織編成ですら検討されていない状況です。

都市農業サミットも行い、国に対して働きかけていることは評価していました。TPP協議への参加に揺れる国政においては、大規模生産物の米などを中心に議論されている折、都市農業の苦悩はほとんど理解されておらず、

せいぜい「市民農園整備促進法」の充実をうたうことで、わずかばかり検討してもらっている程度に過ぎないのが現状であり、そのほとんど全てが自治体任せであることを考えてみても、こちらから手を打たない限り農地に対する税法も変わらないし、都市農業及び都市農地に対する考えを変えることに、残念ながら時間がかかりそうです。

そこで、(3)として、農地バンク制度による農地管理についてお伺いいたします。

愛知県日進市は本市と同じように、都市農業としての苦悩を抱えています。調整区域内農業振興地域の農地所有者の20パーセント程度が不在地主であり、相続したけれども扱いに困っていると、将来、家が建てられるのかと思っていたというように、農業継続意欲がない人が多い状況です。

そのような中、同市では耕作放棄地等の解消を目的として、農地バンク制度をスタートさせました。これは管理できなくなった農地を登録してもらい、借りたい人へ紹介して利用していただく制度です。この制度により、遊休農地の解消と担い手農家の規模拡大、新規就農の促進を目指します。

一度農地を荒廃させてしまうと、もとの農地に復元するのは容易ではないので、本市でもこういった農地バンク制度による農地管理をしていくことが必要であると考えますが、お考えをお聞かせください。答弁をお願いいたします。

〔岡村幸四郎市長登壇〕

● 答弁◎岡村幸四郎市長 御答弁申し上げます。

(1)についてであります。都市における農地・農業は、農産物の生産機能にとどまらず、地球高温化の抑止効果やオープンスペースによる防災機能など、多面的な機能を有しております。しかしながら、御案内のとおり、昭和40年代以降、急速な都市化に伴う開発圧力等により、衰退の一途をたどっているのが現実であります。

こうした状況に強い危機感を覚え、本市では、都市農業の復権と再生のために設置した「川口の農業を考える有識者会議」から、平成21年に提言を受け、都市農業サミットをはじめとする諸施策に取り組んで参りました。

さらに、都市農地・農業の保全及び振興には、国民の理解が不可欠なことから、全国都市農業振興協議会を通じて、都市農地・農業の重要性を全国に発信し、都市農地の保全及び都市農業の振興に努めてきたところであります。

今後も都市農業の復権と再生、そして、何より本市農業の維持・発展に向けて、さまざまな振興策を計画的かつ総合的に推進して参る所存であります。以上であります。

● 答弁◎桜井智明経済部長 御答弁申し上げます。

(2)についてでございますが、市街化調整区域内の農地転用につきましては、ソーラーパネルも含め、現在の制度上は、許可要件を満たしていれば、許可相当とせざるを得ない現状でございます。

しかしながら、本市の農地は、都市部における大変貴重なものと認識しておりますことから、都市農地の保全及び都市農業の振興について、市民の皆様理解を求めて参りたいと存じます。

次に、(3)についてでございますが、農地バンク制度につきましては、遊休農地の利活用、農地の保全に有効と考えております。しかしながら、その実施にあたりましては、農地所有者の意向を把握する必要がありますことから、農地基本台帳整備に係る調査等の際に、制度実施に関する意向調査を行なって参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 市長、御答弁ありがとうございました。

ソーラーパネルの農地転用に対する設置については、非常に危機感を感じていて、どんどんこれでソーラーパネルができてしまったらどうするんだろうと思っています。市街化調整区域であっても、第2種及び第3種の農地の転用は、一定の理由があれば、法的に認めざるを得ないのが今の状況です。

実は、私はこのソーラーパネルへの転用については容認できないとして、農業委員会で反対しました。ところが、事務局において、既に法的にクリアされている案件のみが上程されてきているので、実質的には、農業委員会で反対することもできない状況です。農業委員の皆さんは、そのとき、「いや、どうしようかと思って困ったよ」と、「やっぱりソーラーパネルになるのは困るよな」と、皆さんそういうふうにおっしゃっていました。でも反対もできないと、そういう状況です。

ソーラーパネルの転用の問題点は、資材置き場など、他者の持ちよるきっかけのような外力によらず、みずからの意思で農地を転用できるところです。ソーラーパネルを全部否定するものでもありませんから、農地転用せずに、例えば、ソーラーパネルの下で、太陽光を余り必要としない植木をつくるとか、施設園芸や植物工場など、その屋根にソーラーパネルを設置するというのなら、まだいいのですが、現行法上では、それも構造物とみなされているために、農地転用しなければできない状況です。

安倍総理は、農業を成長産業として考えると言っておられるし、福島原発の地域では、土壌が放射能を浴びているため、農業で生き残るためには、植物工

場しかないとも言われていますから、今後考え方も変わってくるとは思いますが、一度農地でなくなってしまった土地は、二度と農地にはならないことを考えると、本市としては、何とか水際で食い止めべく、転用相談があった時点で説得する等、国に対する現状報告を含め、工夫をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。再質問いたします。

● 答弁◎桜井智明経済部長 再質問に御答弁いたします。

市内の農地のほとんどが第3種農地に該当し、農地転用につきましては、他の法令に抵触しないことや、周辺の農地の農業経営に支障を及ぼさないことなどの許可基準を満たしておれば、許可相当とせざるを得ません。

しかしながら、ソーラーパネルを含め、転用に関する事前相談がありましたら、都市農地保全の必要性などを御理解いただけるよう努めているところでございます。今後も引き続き訴えて参りたいと存じます。

また、国においては、今後、太陽光発電への農地転用についての基準を示すこととされておりますから、その動向に注視して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 ありがとうございます。

ぜひ貴重な農地ですから、大切にしていきたいと思えます。

● 5 川口市総合都市交通体系調査結果と今後のコミュニティバスの方針について

本市では、総合都市交通体系調査を平成22年度から24年度の3か年で行なって参りました。その結果は、本議会初日の地域活性化・環境対策特別委員長報告でなされたところであります。

そこで、コミュニティバスの再編についてですが、平成23年度は、市民に対して、交通手段やコミュニティバスについてのアンケート調査を行なったとのことで、その結果、市民ニーズとしては、民間路線バスで十分であるという意見が全体の4分の1を占め、民間路線バスが減便・廃止してもコミュニティバスを充実させる必要があると考えている人は18パーセントとのことです。

現在のバス利用者は、市民の10パーセント程度であり、中でもコミュニティバスの利用者はわずか1パーセントに過ぎないということですが、市内でも交通不便地域とそうでない地域では、市民の意識に大きな乖離があり、現状のコミュニティバスの利便性が余りにも市民ニーズに合ったものでないために、使用しにくいという意識が常態化していることがバス利用者などが少ない理由であるように思います。

環境を考える上でも、福祉の観点からも、バス利用は促進すべきであり、また、もうかる路線は民間がやればいいことで、行政サービスとは、税を投入してもやるべきという意識のもとで、暮らしやすい環境を整えることを主眼において取り組むべきものと考えます。

今回の都市交通体系調査の中のアンケート調査は、交通不便地域をターゲットにして調査したものではなく、川口市の市域はそれほど広くはないものの、最寄駅までの距離が30分近くもかかるという市民や、いわゆる買い物難民と言われている高齢者等の生活弱者が数多く存在することも事実です。

税の公平性や財源負担が問題になりますが、世代間の公平に関しては、例えば、中学生までの医療費無料化や市営保育園の確保などや、高齢者に対する介護施設への補助金等は、子どものいない家庭でも、高齢者がいない家庭でも負担するわけですが、そういった場合には不公平と言われずに、相互扶助の思想で税を投入している場合が多い一方で、地域間の格差については、税の投入に対してシビアになっているように思います。

そもそも民間ではもうからないので、コミュニティバスを運行しているのであり、そこにこそ存在価値があるのです。現在のコミュニティバス運行に対する補助金投入額は、年間8,400万円程度とのことで、今回のコミュニティバスの再編においても、これが基準となっているとのことです。

私は58万人都市のコミュニティバスに投入する金額が8,400万円と

というのは、世代間の格差に対する税の公平に比して、決して多い金額ではないと思っています。今後の市のコミュニティバスに関する方針について御説明ください。

〔岡村幸四郎市長登壇〕

● 答弁◎岡村幸四郎市長 御答弁申し上げます。

今回のコミュニティバスの再編におきましては、過年度の市民アンケート調査結果や、学識経験者、高齢者、障害者団体の方々からの御指摘、パブリックコメントにて寄せられた御意見等々を十分に踏まえまして、市内全域における最低限の公共交通サービスの確保を第一に、旧市域にとらわれない効率的な運行、路線バスとの競合回避、可能な限りの利便性の向上を掲げ、7路線8ルートでの運行や運行間隔短縮に向けた社会実験を行うものであります。

本市といたしましては、市民の皆さんに対しまして、将来にわたり一定水準の公共交通サービスを提供し続けることを第一に、引き続き鉄道や民間路線バスを補完するコミュニティバスの施策に取り組んで参る所存であります。

以上であります。

◆ 7番杉本佳代議員 市長、御答弁ありがとうございます。

将来にわたり一定水準の公共交通サービスを提供し続けることを第一に考えていくということです。交通不便地域という言葉がなくなるように、市民の足の確保について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

- 6 口腔がん検診の今後の方針について

市長の施政方針でも述べられましたように、平成25年度から成人歯科健康診査及び歯科ドックをさらに充実させ、30歳以上の全ての市民を対象に成人歯科健康診査を実施し、希望者に対して歯科ドックをあわせて受診できることとし、成人期の歯科口腔保健に関する施策の充実を図っていくとのことです。これは、昨年議員提案により上程された歯科口腔保健の推進に関する条例を受けてのことであると、高く評価をさせていただいているところであります。

ところで、昨年9月に実施されました健康フェスティバルにおいて、川口歯科医師会の御提案により、試験的に口腔がん検診を実施し、口腔外科専門医による口腔がんに関する医療講演会を行いました。口腔がん検診については、およそ400名の方から問い合わせがあり、抽選により75名の方が受診されたとのことです。受診者75例全員が口腔がん検診に関しては初めての受診であり、年齢推移では、口腔がんの好発年齢である60代が52パーセントと半数を占めました。男女別では、女性が82パーセントと圧倒的に多かったのですが、一般的な口腔がん罹患率では、男性に多い傾向があるため、男性参加者の増加が望まれるところです。

症状はなくとも機会があったから受診したケースが最も多く、次に、口内炎が治らないなど、何らかの症状を有するケースが続きました。14例、19パーセントが異常ありと診断され、強くがんを疑うケースはないものの、難治性口内炎や血管腫など7例、9パーセントが要精密検査と診断されたとのことです。75名中7名というのは、かなり多い数字だと思います。

口腔がんは致死率も高いことから、早期発見が重要と考えますが、今後の口腔がん検診に関する市の見解をお伺いいたします。

- 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

口腔がん検診は、国のがん検診実施のための指針には含まれておりませんが、口腔がんの罹患率、死亡率はともに増加しており、市民の健康に関し重要な疾患でございます。そのため、昨年度は健康フェスティバルで試験的に実施いたしました口腔がんの集団検診を、市民の皆様の関心も高いことから、平成25年度からは、歯の健康フェスティバルにおきまして継続して実施して参ります。今後とも口腔内の健康維持に努めて参ります。

以上でございます。

- ◆ 7番杉本佳代議員 大事なことは、がん検診に興味を示さない、またはがんに対する意識が低い層の人々に、いかに受診してもらってスクリーニングを行

うかであると思います。そのためには行政の理解と協力が不可欠なことから、成人歯科健康診査の受診率を高め、さらに歯科ドックや集団検診をきっかけに、早期発見・早期治療につなげていくことを要望します。

- 7 外部行政評価の取り組みについて

私は以前、広島市の行政評価制度を視察いたしました。広島市では、効果的・効率的な市政運営を実現するために、翌年度の予算編成にあたり、予算査定や人員体制の見直しの判断材料として行政評価結果を採用し、また、より客観的な制度の運用を目指すため、外部評価を導入しているとの一例を御紹介させていただきました。

本市においても、平成18年度から行政評価制度を導入し、また外部評価につきましても、広島市の事例を紹介させていただいた平成22年度から導入し、評価の結果は報告書に取りまとめ、広く公表していただいているところです。

我が自由民主党川口市議会議員団では、「人とまちを元気に～市民（あなた）への約束」の中で、より多くの市民の声を反映させた政策目標を掲げているところでありますが、その政策集の中の行財政・議会改革において、さらなる改革推進に向けて、外部行政評価制度の結果に基づく行財政運営と情報公開を進めるということをうたい、外部による公平で客観的な行政評価の結果を生かした、適切な行財政運営と情報公開を目指しているところであります。

私は、行政評価の目標は、「効果的・効率的な市政運営を実現するために、職員一人ひとりが明確な目的意識を持ち、組織全体の成果を上げること」と、「行政が市民に対して情報公開をすることにより、その説明責任を果たすことで市民に市政への参画意識を持っていただくこと」であると考えます。

本市の行政評価の目的では、①効率的で質の高い行政の実現、②成果重視の行政の推進、③市民に対する説明責任の履行を目指しており、また平成22年度からは、外部評価制度も導入・実施してきましたが、そこでお伺いいたします。

外部評価制度導入3年間の経過で、どのような成果が得られたのでしょうか。

- 答弁◎西川亨企画財政部長 御答弁申し上げます。

外部評価制度につきましては、平成22年度から導入し、3年が経過したところであります。その成果といたしましては、市民にとってわかりやすい調書を作成して公表するなど、行政評価の目的の一つである市民に対する説明責任の履行について、外部評価委員会から高い評価をいただいたことなどが挙げられます。

また、全ての施策を評価したことにより、外部評価委員との質疑を通じて、市民の視点に立った事務事業の捉え方などを再認識することができ、職員の

気づきや意識改革がなされたものと認識しているところでございます。
以上でございます。

◆ 7番 **杉本佳代**議員 ありがとうございます。

外部評価では一定の成果があったとのこと。今回はピアレビュー、同僚評価についてもぜひ研究していただければと思います。

ピアレビューは、身近な他人である同僚の力を借りて、成果物の品質向上を図る手法ですが、専門職員で構成されている行政にとっては、効果的であると思います。ぜひピアレビューについても研究していただければと思います。

- 8 議案第36号「川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に伴う小規模特別養護老人ホームの多床室について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、議案第36号における地域密着型介護サービスにおいて、本市の独自性を発揮すべく条例が上程されておりますが、その中で、国では29床以下の小規模特別養護老人ホームにおいては、全ての居室をユニット型とすることを推奨しているところ、本市では、多床室を設けても構わないとしたとのことです。

ユニット型、いわゆる個室は、プライバシーが守られるために推奨されてきたところでありますが、昨今の高齢者の所得状況から見ても、介護のしやすさや、その方によっては複数人で一緒にいるほうがいい場合などもあり、かねてから本市では、新しく事業を始める際に、多床室を推奨しているところではあります。国の政策と異なるため、介護報酬がユニット型より低く算定されるなど、事業者にとっては多床室の運営はしにくい状況となっております。

特に、今回の条例で取り上げられている29床以下の小規模特別養護老人ホームでは、ユニット型であっても経営状況が厳しいところ、現実的には、多床室の確保は大変厳しいものであると感じています。そこでお伺いいたします。

多床室の整備については、どのようにお考えでしょうか。

- 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間中におきましては、小規模特別養護老人ホームの整備は見込んでおりませんが、今後策定いたします平成27年度以降の第6期介護保険事業計画におきまして、小規模特別養護老人ホームの整備及び多床室の整備の方向性につきまして、介護保険運営協議会にお諮りして参りたいと存じます。

以上でございます。

- ◆ 7番杉本佳代議員 地域密着型だけでなく、多床室の確保は大変重要であると思いますが、国の方針と異なることから、今後は本市としての積極的な施策が必要だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

● 9 地域の問題について

(1) 都市計画道路青木神戸線の考え方と今後について

神根地域の主要路線であるグリーンセンター北の交差点から外環道路までの市道の道路幅については、かねてから狭隘で、神根小学校までの通学路や近隣の幼稚園、保育園、中学校、高等学校の通学路であるにもかかわらず、歩道も確保されていない危険な道路であります。また、この場所は神根支所、神根公民館、神根消防分署、あゆみ野農協神根支店など、地域住民が頻繁に利用する道路でもあります。

一方、この路線は都市計画道路として、標準幅員27メートル、延長4,230メートルとして、平成8年4月に既に都市計画決定されているものであります。しかしながら、市では一向に道路建設を進める様子はなく、現在に至っています。

現状の道路幅員は狭いところでは6メートル程度であり、この地域の標準幅員27メートルは必要なく、大型バスが離合でき、歩道が確保される幅員で十分と考えますし、それならば比較的早期に道路建設に着工できるのではないかと考えます。

さらには、これより北の東浦和までの路線についても基盤整備が遅れており、バスが通りにくいことや歩道がないなど、住民の交通に支障を来しています。

そこで、1点目の質問として、都市計画決定を現状に見合ったものに変更することは可能でしょうか。

2点目として、外環道路より北の神戸、木曾呂、東内野から東浦和までの道路の計画的な拡幅と整備については、都市計画決定をせずに行うことは可能でしょうか。

(2) 神根運動場施設整備計画について

神根運動場の施設整備については、何度も一般質問で取り上げさせていただきました。このたび来年度の予算の中で、北スポーツセンター等の耐震診断が上程されておりますが、北スポーツセンターを含むこの神根運動場の一帯は、国体用地として市が確保していたということもあり、国体は青木公園で実施されたため、結局この地域の整備と合わせて北スポーツセンターの整備はほかと比べて遅れたわけです。

環境もよく広大な土地は、本市としてポテンシャルの高い用地であります。本市のスポーツをますます盛んなものとし、個人や団体の水準を上げるためにも、また他市からの誘客のためにも、貴重なこの土地をしっかりとスポーツ施設として整備することは大変重要と考えます。市としての方針をお示しくください。

(3) 西新宿西野児童公園の代替え公園の用地確保状況について

新宿西野公園は、かつて地域の憩いの場であり、ソフトボールや運動会など、高い頻度で利用されていた公園でしたが、借地返還する必要があったことから、この地域の公園はなくなってしまいました。その後、何度か地域の町会長さんからも要望が上がりましたが、赤山に公園をつくる際に検討するので、もうしばらく待ってほしいとのことでした。

しかし、(仮称)赤山歴史自然公園検討委員会の中で示された中には、西野児童公園に見合った代替え公園的なものはなかったため、これについてはどのように考えるのかという質問が出ましたが、別途検討していきたいとのことでした。そこでお伺いいたします。

別途検討されている西野児童公園代替え用地については、現在どのような進捗状況でしょうか。

(4) 新宿駅周辺の開発検討状況について

新宿駅周辺整備に関しては、この場で何度も取り上げさせていただいているところであります。このたび低未利用地都市計画検討事業を行うとのことです。新宿駅北側を含む調整区域に関しての検討であるようですが、その内容についてお聞かせください。

(5) 雨水対策調整会議の検討状況について

本市では、雨水被害対策として、平成23年2月7日より雨水対策調整会議を組織し、総務部を主体として検討されていると聞き及んでいます。道路冠水や住宅への床下・床上浸水などに悩まされている住民の方が数多くいらっしゃるわけですが、具体的方策などの検討状況はどのようになっているでしょうか。

(6) 富士山に見える坂“富士見二重坂”について

新宿駅にほど近い国道122号線から川口医療センターに向かう坂道は、川口市でも数少ない富士山に見える地域です。晴れて空気の澄んだ今年の元旦は、輝く富士山が見られ、最近の夕日が沈むときの富士山はまさに絶景です。地元では、知る人ぞ知る場所であり、写真を撮りに来ている人も多いのですが、このたび「新宿駅と地域まちづくり協議会」では、この場所の愛称のアイデアを募ったところ、実は、この地は古くは「二重越し」と呼ばれていたとのことで、急峻な坂道で超えるのが大変だった、2倍、2重に大変だったという意味で、こう呼んでいたそうです。

昔は、新宿駅周辺の丘の上の農家は、みんな今の医療センターや諏訪山、グリーンセンターあたりに田んぼを持っていたそうで、その人たちが自宅と田んぼの往復のために使っていた坂だということです。それにちなんで、富士見二重坂と名付けて、今後は地域活性化の一つとして、皆で富士見二重坂

を広めていこうということになりました。つきましては、川口市として、ぜひ観光スポットとして富士見二重坂の愛称をあちこちで広めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(7) 大字の住所表示について

住居表示整備事業は、区画整理が進捗すると実施されます。それに伴い、大字は使用されなくなるようです。

ところで、現在、大字は郵便物などに記載する必要はなく、いわばあってもなくてもいいもので、むしろ一般的には書かれないことが多くなっています。ところが、ときどき大字表記をしないでいると、間違っていると指摘されることがあります。

そこで質問ですが、あってもなくてもいいものは、なくてもいいものだと思うので、住所から大字を削除することについて見解をお伺いしたいと思います。また、鳩ヶ谷市との合併においては、旧鳩ヶ谷市の方の住所は大字表記がなくなったのでしょうか。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目でございますが、都市計画道路は、都市の骨格を形成する重要な都市施設であり、円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上と良好な都市環境を確保するために、広域的かつ長期的な視点に立って定められております。

御質問の路線につきましては、都市幹線道路かつ災害時における避難道路として位置付けられており、現時点では、都市計画変更の予定がございませんが、都市計画決定以来、事業化のめどが立っていない状況と認識しており、社会状況の変化や将来の交通需要などを勘案し、全市的な道路網体系を検証していく中で、適切に見直しを進めて参りたいと存じます。

次に、(3)でございますが、「川口市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、地権者から土地を無償で借り上げることにより、平成20年12月まで西新宿地区に存在していた西野児童公園の代替えとなる公園の整備につきましては、現在、(仮称)赤山歴史自然公園の整備事業とあわせて取り組むこととしており、今後、設置場所や規模などについて検討して参りたいと存じます。

次に、(4)でございますが、本市の市街化調整区域のうち、赤山・西新宿地区は約10年前と比べ、社会福祉施設は13施設、墓園は5か所と増加する一方、農地は約21.4ヘクタールの減少となっております。

このような状況から、本調査におきましては、年々減少している貴重な緑農環境の保全方策を第一に、迫り来る高齢化に対する施策との融和や、(仮

称) 赤山歴史自然公園にて想定される広域的な集客に対応した地域振興のあり方など、本地区の新たな地域像を描き出し、多種多様な手法の展開方策などについて調査・検討するものでございます。

次に、(7)の1点目でございますが、町の名称に大字を含む地区における住所の表記につきましては、住民の方が自分の住所を記載する際に、大字を省略することが既に一般的になっており、市民生活において大きな支障が生じていないところでございます。

町の名称から大字の2文字を削除することにつきましては、町の名称の変更にあたり、その実施にあたっては、地区住民の意向の把握や地名変更に伴うさまざまな影響が考えられますので、今後は他市の状況も含め、その必要性について検討して参りたいと存じます。

次に、同じく2点目でございますが、鳩ヶ谷市との合併に伴う鳩ヶ谷地区の町名変更につきましては、合併協議会の総括調整方針に基づき、町・字名は原則として現行のとおりとし、川口市と同一及び類似の町名についてのみ、地域住民の意向を踏まえ、町名変更を実施したところでございます。したがって、合併時には大字を含む町名の変更は行なっておらず、大字里、大字辻、大字前田、大字三ツ和といった大字の表記が残っているところでございます。

以上でございます。

● 答弁◎押田好正建設部長 御答弁申し上げます。

(1)の2点目でございますが、当該道路につきましては、神根地域の幹線道路であり、また市内の道路ネットワークとして位置付けがなされており、都市計画道路青木神戸線との連携を図り、道路づくりを進めていかなくてはならないと認識しております。

しかしながら、一方で、道路整備は他事業との調整、財源の確保、さらには沿線の皆様の御理解等、相当の時間を要するものと予想されます。このことから、比較的短期に効果ができる整備手法及び安全対策について、関係課と調整をして参りたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎江連保明生涯学習部長 御答弁申し上げます。

同じく(2)でございますが、神根運動場の整備につきましては、来年度、北スポーツセンターの耐震診断を予定しており、神根運動場とともに、今後の整備方針を策定すべく、部内に検討部会を立ち上げたところでございます。

今後も本市のグラウンドスポーツの拠点施設として、整備を進めて参りたいと存じます。

以上でございます。

- **答弁◎黒須一雄下水道部長** (5)でございますが、近年の集中豪雨を踏まえ、各課の雨水対策の情報共有化を図るため、平成23年2月から平成24年5月まで、雨水対策調整会議を3回開催して参りました。その後、平成24年8月より建設部・下水道部を中心に、名称を雨水対策連絡協議会とし、3回の会議を開催し、対応策を検討しているところでございます。

検討内容につきましては、公共施設の設置管理を行う部局と協議を行いながら、公共施設内などの雨水流出抑制に関する指針を策定するものでございます。指針につきましては、平成25年度末までに策定して参りたいと存じます。

以上でございます。

- **答弁◎桜井智明経済部長 御答弁申し上げます。**

(6)についてでございますが、「新井宿駅と地域まちづくり協議会」の皆さんが、新たな観光スポットの発掘に取り組んでおられますことは、地域の活性化に大いに寄与するものと認識しております。

本市といたしましても、富士見二重坂が地域の名所として新たな観光資源となりますよう、愛称を活用した事業への後援、各種イベントでの愛称の紹介、市ホームページで魅力を発信するなど、積極的にPRして参りたいと存じます。

以上でございます。

- ◆ **7番杉本佳代議員** 要望を述べさせていただきます。

(1)について、市全体としての見直しが必要と考えているとのことですが、この要望に対する署名が私のところに4,000くらい集まっています。また、災害対策としても早急な整備が望まれます。積極的に道路拡幅及び整備をしていくよう強く要望いたします。

また、(3)について、代替え公園の場所として多目的に利用できるという意味でも、新井宿駅周辺に用地を確保することを強く要望いたします。

これ、皆さん、見ていただけましたでしょうか。これは川口で見られる富士山とはとても思えないくらいの、本当にきれいなもので、私もこの写真は大好きなんですけれども、ぜひ富士見二重坂、皆さん、覚えていただけただけでしょうか。よろしく願いいたします。

今日は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。
(拍手起こる)